

京都市民営保育園等における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金(第2弾) に係るQA

(定義)

- ①京都市民営保育園等における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金
 - ②京都市民営保育園等における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金(第2弾)
- 以下、①を「第1弾」、②を「第2弾」という。

Q1 第1弾の補助対象事業は何ですか。

A1 マスク、消毒用エタノール、体温計、空気清浄機、液体せっけん、うがい薬等が対象となります。ここに列記されていないものについては、対象物リストをご参照ください(仕様書や説明書の提出を求めることがあります)。

また、施設の消毒に係る経費も対象となります。施設の職員が予防のために行う消毒や、自主的に業者に委託して実施する消毒なども対象となります。

Q2 第2弾の補助対象事業は何ですか。

A2 第1弾の事業に加え、感染症予防の広報・啓発等を行う事業(第1号事業)及び職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施する事業(研修受講、かかり増し経費等)(第2号事業)があります。

Q3 第2弾の第2号事業のかかり増し経費の具体例は何ですか。

A3 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金や、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当、感染症対策のため、新たに非常勤職員を雇上した場合の賃金等が例として挙げられます。

※ いずれも給与規程等に基づき職員に支払われ、手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること。

※ 慰労金は対象とはなりません。

また、施設の感染防止対策一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入費用も対象となります。(例:手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポーチ、ガウン、タオルなど)

※ 施設宛の領収証の添付が必要となります。

Q4 「通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当」など支払う場合、必ず給与規程を変更し、新たな手当区分を創設しなければならないのか。

A4 必ずしも給与規程の変更を行うことを求めるものではなく、感染症対策を行った職員に係る

人件費に充ててください。その際、職員に支給方法や算定方法等を周知するなど、透明性の確保にご留意ください。

Q 5 すでに購入済みの備品等は補助の対象になりますか。

A 5 令和2年4月1日から令和3年3月31日までに契約のうえ納品されたものが対象となります。発注が令和2年3月31日以前や、納品が令和3年4月1日以降のものは対象になりません。

Q 6 交付申請書類の提出期限はいつですか。

A 6 令和2年4月1日から令和2年9月30日までに実施したもの（以下「上半期実施分」）については令和2年10月9日（金）まで、令和2年10月1日から令和3年3月31日までに実施したもの（以下「下半期実施分」）については、令和3年3月31日までに提出してください。
なお、こちらの提出期限については、第1弾・第2弾共通です。

Q 7 上半期実施分と下半期実施分の両方を申請することは可能ですか。

A 7 補助可能残額が残っている限り可能です。ただし、上半期実施分を2回に分けて申請するなどのご遠慮願います。

Q 8 同じ物品について、第1弾と第2弾を使用できるか。例えば、第1弾の補助可能残額が10万円あり、第2弾が50万円ある場合で、15万円の物品を購入し、うち10万円は第1弾から、残りの5万円は第2弾から充当するということは可能か。

A 8 国の補助金が第1弾と第2弾で異なり、補助金ごとに領収書等の証拠書類が必要となることから、両補助金を合わせて一つの物品を購入することは認められません。

Q 9 領収書を失くしてしまいました。補助対象になりませんか。

A 9 領収書がない場合、基本的に対象になりません。

なお、領収書には、宛名・金額・内訳・日付・発行者名の記載が必要です。

レシートのみでも可としますが、後日、施設の会計（帳簿）を確認させていただく場合があります。そのときに支払いの事実が確認できない場合は、補助金の返還が必要となります。

Q 10 施設長の名前で購入した物品等も対象になりますか。

A 10 施設として購入したものが対象となります。

ただし、施設長の名前で購入したもので、施設の会計（帳簿）に計上されているのであれば対象とします。後日施設の会計（帳簿）を確認させていただく場合があります。そのときに支払いの事実が確認できない場合は、補助金の返還が必要となります。

Q 11 仕様書や説明書がありません。

A11 購入したものの写真を添付してください。その際には製品名及び使用方法等が分かるように撮影してください。

Q12 保育園で一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業を実施しています。これらも対象施設に含まれていますが、補助上限額が増えますか。

A12 京都市において、一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業は保育園等と同一の施設内で実施していただいております。新型コロナウイルス対策として実施される消毒作業やマスクの購入等については、施設単位で実施されるものと考えられることから、同一施設内の別事業に対し、補助上限額を積み増しすることは考えておりません。

Q13 消費税の仕入控除とは何ですか。

A13 消費税の納付税額は、課税期間中の課税売上げに係る消費税額からその課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額(仕入控除税額)を控除して計算します。こうして控除された消費税額相当分については課税されませんので、実質的に園からの支出がなく、補助金の対象外となります。